

令和元年度 下関市立菊川中学校 部活動運営方針

1 ねらい

- (1) 学校教育の一環として、本校の教育目標に沿った活動を通して、体力や技能の向上を図る。
- (2) 異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図る。
- (3) 学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資する。
- (4) 生涯にわたって運動及び芸術文化に親しもうとする態度や、その基礎を養う。

2 活動内容

(1) 活動及び運営について

- ① 活動方針、活動計画等に沿って、計画的に活動する。
- ② 活動計画を生徒及び保護者等に周知する。
- ③ 保護者会（部活動懇談会等）を開催し、顧問と保護者等の連携による円滑な運営、活動方針について共通理解を図る。
- ④ 原則として、顧問がついて指導にあたり、安全管理には十分留意した活動を行うとともに、怪我等が起きた場合は、速やかに処置を行い、適切に対応する。

(2) 活動時間について

- ① 1日の活動時間は、長くとも学期中の平日では2時間程度、学校の休業日（長期休業中を含む）は3時間程度とする。
- ② 朝練習の時間帯は7:30～8:00とし、7:15より早く登校しないこととする。また、活動の際には、必ず顧問がついていること。
(7時30分以前に活動は行わない。8時までには終了し、制服に着替え、教室へ)
- ③ 活動終了時刻及び下校完了時刻は、次のように定める。

時期	4/1～ 新人戦	新人戦～ 文化祭	文化祭～ 1/31	2/1～ 2月末	3/1～ 3月末
活動終了時刻	18:00	17:30	17:00	17:15	17:30
下校完了時刻	18:15	17:45	17:15	17:30	17:45

* ただし、5時間授業等、放課後が長くなる場合には、終了時間を早めることとする。

(3) 休養日について

- ① 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とする。
- ② 週末に大会やコンクール等への参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ③ 長期休業中も、学期中に準じた扱いとする。また、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- ④ 学校閉庁日には、原則として活動しない。
- ⑤ 第3日曜日の「家庭の日」は、原則として活動しない。
- ⑥ 大会前の週末はこの限りではないが、恒常的な活動計画とならないようにする。（連続6日間以上の活動はしない。）
- ⑦ 生徒を2つに分けて別々に練習、計6時間といったような活動はしない。教員も確実に休養日を取る。

3 その他

(1) 本校には次の部を置くこととする。

野球部・サッカー部・陸上競技部・女子バレーボール部・男子卓球部・女子卓球部・
剣道部男女・吹奏楽部・美術部

- (2) 毎月の練習計画は、前月末までに作成し、配布する。また、計画表を部活動用ホワイトボードに掲示しておくこと。
- (3) 定期テスト前の部活中止は、休日を含み、中間テスト前7日、期末テスト前7日とする。テスト期間中の朝練習は、実施しない。昼練習はしてもよい。
- (4) 指導者（顧問）不在の場合、他の指導者の下に活動させることができる。
- (5) 長期休業中の活動は、活動計画表により行う。
- (6) 公式試合については下記のとおりとする。
 - ① 公式試合の参加は、各部活動顧問を通じ、校長の許可を得るものとする。宿泊は、できるだけ避ける。
 - ② 貸し切りバス利用の場合は、引率教員はできるだけバスに乗ること。
- (7) 入部について
 - ① 任意加入とする。加入者はできれば3年間は同一の部を続ける方が望ましい。（顧問、担任の話し合いで転部・退部・未加入を認める。）
 - ② 入部届は毎年4月当初に提出することとする。
 - ③ 1年生の入部については、見学・仮入部を経て、正式入部とする。
〈4月当初〉 部活動紹介後、学級で入部届けを配布する。
〈4月末まで〉 日にちを設定し、提出させた後、正式入部となる。
- (8) その他
総下校時間に遅れることの多い部活動は、一週間程度の活動禁止とする。教員の協議の下で生徒指導主任が決定する。
- (9) 安全管理と事故防止
 - ① 部活動顧問は、活動場所における施設・設備の点検、活動における安全対策（ゴールの固定、防護ネットの設置、危険行為の禁止等）、気象急変時（急な大雨、竜巻、雷等）の安全確保、適切な生徒引率（公共交通機関の利用等）などを徹底するとともに、生徒が、自らの身の安全を守るための知識や行動を身に付けることができるよう指導を行い、意識の高揚を図る。
 - ② 熱中症事故の防止等、生徒の安全確保を徹底するとともに、適切に対応すること。
 - ・ 気温や湿度、生徒一人ひとりの状況等により、活動内容を適切に判断すること。
 - ・ 広域的な大会等で止むを得ない事情により、活動する場合には、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観戦者の軽装や着帽等、生徒の健康管理を徹底すること。
 - ・ 熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応を徹底すること。
 - ③ 活動中、物損及び第三者に損害を与えた時のために、PTAの個人賠償保険等の保険に加入するよう、生徒・保護者に勧める。